

変更届提出書類一覧（通所介護・通所介護相当サービス）

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
(変更日より1ヶ月経過して提出する場合は遅延理由書の提出をお願いします。)

■提出書類及び届出方法

- ・郵送にて提出をお願いします。
返信用の定型封筒に必要な分の切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。
※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。
※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。 様式については[こちらからダウンロード](#)してください。

変更する事項	提出書類	留意点				
事業所の名称	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号（五）変更届出書 ・別紙様式第三号（一）変更届出書 総合事業用 ・付表第一号（六）通所介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号（二）通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・運営規程（参考資料5－6）通所介護・通所介護相当サービス一体型 ※既に通所介護と通所介護相当サービスを別に作成している場合はそのままでも可 ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ <table><tr><td>ア</td><td>【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第20号）</td></tr><tr><td>イ</td><td>【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第17号）</td></tr></table> ※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第20号）	イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第17号）	別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。 事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。
ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第20号）					
イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第17号）					
事業所の所在地（移転）	【事前協議は来庁】 改めて事前協議が必要となりますので、移転を予定される時点でお早めにご相談ください。					
建物の構造、設備、専用区画の変更	【事前協議は来庁】 変更内容により、事前協議が必要です。事前にご相談ください。 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号（五）変更届出書 ・別紙様式第三号（一）変更届出書 総合事業用 ・付表第一号（六）通所介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号（二）通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第20号）〔単独で設置の場合のみ〕 ・平面図（各部屋の用途、面積を明示） 介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 ・変更された部分の写真(カラー) <現地確認をしない場合のみ> ・設備・備品等一覧表（参考様式5） ※入浴施設等、加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても加算届の提出が無い場合、算定できません。	補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。 特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしておいてください。				

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点
介護給付費算定に係る体制 (加算項目)	◆福祉指導監査課のホームページ、 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（加算様式込） の、 加算届提出一覧表ページ より、届出に必要な書類を確認してください。 <u>〔注意〕算定時期により、提出期限が決められています。</u>	
管理者の 氏名及び住所	・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 別紙様式第一号（五）変更届出書 ・ 別紙様式第三号（一）変更届出書 総合事業用 ・ 付表第一号（六）通所介護事業所の指定等に係る記載事項 ・ 付表第三号（二）通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・ 1-3_標準様式 6_誓約書 別紙① ・ 3-3_標準様式 5_誓約書 ・ 組織体制図（参考資料 1） 他の業務と兼務する場合のみ ・ 老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ ア 【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第 2 0 号） イ 【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第 1 7 号） ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 別紙様式第一号（五）変更届出書 ・ 別紙様式第三号（一）変更届出書 総合事業用 ・ 付表第一号（六）通所介護事業所の指定等に係る記載事項 ・ 付表第三号（二）通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・ 老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ 氏名を変更する場合のみ ア 【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第 2 0 号） イ 【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第 1 7 号）	

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点												
運営規程	①定員、サービス提供時間、営業日、営業時間、単位の変更 ※1 ②従業者数の変更 ※2 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五) 変更届出書 ・別紙様式第三号(一) 変更届出書 総合事業用 ・付表第一号(六) 通所介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(二) 通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・運営規程(参考資料5-6) 通所介護・通所介護相当サービステー型 ※既に通所介護と通所介護相当サービスを別に作成している場合は、そのままでも可 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考資料1-3) (複数単位ある場合は単位ごとに作成) (変更日から4週間分、従業者全員分で作成) ・生活相談員、看護職員、機能訓練指導員については資格を証する書類の(写し) (未提出の者のみ) ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ ※定員変更の場合のみ <table><tr><td>ア</td><td>【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)</td></tr><tr><td>イ</td><td>【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)</td></tr></table> ③通常の実施地域、その他の費用(食事代等)の変更 ※3 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五) 変更届出書 ・別紙様式第三号(一) 変更届出書 総合事業用 ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ ※実施地域の変更の場合のみ <table><tr><td>ア</td><td>【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)</td></tr><tr><td>イ</td><td>【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)</td></tr></table> ④区画整理等により住居表示が変更となった場合 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五) 変更届出書 ・別紙様式第三号(一) 変更届出書 総合事業用 ・付表第一号(六) 通所介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(二) 通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・住居表示変更の証明書等の(写し) ・運営規程(参考資料5-6) 通所介護・通所介護相当サービステー型 ※既に通所介護と通所介護相当サービスを別に作成している場合は、そのままでも可 ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ <table><tr><td>ア</td><td>【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)</td></tr><tr><td>イ</td><td>【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)</td></tr></table> ⑤上記①～④以外のその他運営規程の変更 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五) 変更届出書 ・別紙様式第三号(一) 変更届出書 総合事業用→茨木市内地域設定している場合に限る ・付表第一号(六) 通所介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(二) 通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・運営規程(参考資料5-6) 通所介護・通所介護相当サービステー型 ※既に通所介護と通所介護相当サービスを別に作成している場合は、そのままでも可	ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)	イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)	イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)	イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	※1 事業所の利用定員を 19人未満に変更する場合、「通所介護」を廃止し、「地域密着型通所介護」を新規指定する必要がありますので変更届では手続きできません。 事前にお問い合わせください。 定員変更・単位追加に伴い区画が変更になる場合は、平面図と写真の添付も必要になります。 ※2 従業者数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。定員、サービス提供時間、営業日、単位の変更時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。 ※3 運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。 運営規程記載例の改定に伴う運営規程の変更手続き方法についてはその都度、HP等でお知らせします。
ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)													
イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)													
ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)													
イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)													
ア	【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)													
イ	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)													

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります。**

同一法人の下に茨木市内に複数の指定事業所がある場合、**一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします(事業所一覧の添付必須)**。また、他の市町村にも指定事業所がある場合は、その事業所分は当該市町村を所管する行政庁に別途届出が必要です。

変更する事項	提出書類	留意点										
法人の名称 法人所在地 ※ 4	・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 別紙様式第一号 (五) 変更届出書 ・ 別紙様式第三号 (一) 変更届出書 *事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出 <u>※ 法人の電話・FAX番号が変更になる場合は、記載してください。</u> ・ 履歴事項全部証明書 (原本のみ) ※1 ・ 事業所一覧(参考様式 1 1) ※2 ・ 老人居宅生活支援事業変更届出書 (様式第 1 7 号) <u>〔注 1〕</u> ※下表〔注 1〕の事業所一覧に記載の「介護サービス」が含まれている場合は、老人福祉法上のサービス名毎に届出書を提出してください。	法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。 吸収合併、事業譲渡等により 事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要 となります。 変更届では処理できません。 運営法人が変更となる場合は必ず 事前にご相談ください。 ※1 現在事項証明書は不可。										
法人代表者の氏名、生年月日及び住所 ※ 4	・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 別紙様式第一号 (五) 変更届出書 ・ 別紙様式第三号 (一) 変更届出書 *事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出 (変更後) に以下の項目を記入してください。 1. 法人代表者の氏名とふりがな 2. 生年月日 3. 郵便番号・住所 4. 連絡先：電話番号・(FAX番号→ある場合のみ) ・ 履歴事項全部証明書 (原本のみ) ※1 ・ 事業所一覧(参考様式 1 1) ※2 ※3 ・ 誓約書 ○…提出要・△…事業所一覧に下記サービスがある場合提出要。 ※4 <table><tr><td>(1-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・⑤) 居宅サービス事業</td><td>○</td></tr><tr><td>(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙②) 居宅介護支援事業</td><td>△</td></tr><tr><td>(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・③) 地域密着型サービス事業</td><td>△</td></tr><tr><td>(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙④) 介護予防支援事業</td><td>△</td></tr><tr><td>(3-3_標準様式 5_誓約書) 総合事業</td><td>○</td></tr></table> ※代表者の住所変更があった場合は、誓約書の添付は必要ありません。	(1-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・⑤) 居宅サービス事業	○	(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙②) 居宅介護支援事業	△	(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・③) 地域密着型サービス事業	△	(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙④) 介護予防支援事業	△	(3-3_標準様式 5_誓約書) 総合事業	○	※2 事業所一覧表に <u>茨木市が指定した介護事業所</u> が複数ある場合提出ください。 ※3 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 上記のサービスがある場合で、事業者の代表者も兼ねている時は併せて「事業者の代表者」変更届出が必要です。 該当するサービスの変更届提出書類一覧をご確認ください。 ※4 誓約書については、標準様式及び該当するサービスの別紙を添付してください。
(1-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・⑤) 居宅サービス事業	○											
(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙②) 居宅介護支援事業	△											
(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・③) 地域密着型サービス事業	△											
(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙④) 介護予防支援事業	△											
(3-3_標準様式 5_誓約書) 総合事業	○											

〔注1〕事業所一覧(参考様式11)に次のサービスの記載がある場合、老人福祉法上の届出が必要です。(全サービス共通)

●老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) → 様式は[こちら](#)からダウンロードしてください。

老人福祉法上サービス名	対象介護サービス名
老人居宅介護等事業	訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
老人デイサービス事業〔注2〕 【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】	通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)認知症対応型通所介護
老人短期入所事業 【特養その他の施設と共用する場合】 〔注〕	(介護予防)短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護

〔注2〕様式第20号:「**単独で設置**」【老人デイサービスセンター】通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)認知症対応型通所介護と【老人短期入所施設】(介護予防)短期入所生活介護は提出対象外となります。

※4「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」

届出は介護サービス事業所ごとではなく、法人単位での届出が必要です。

法人の名称所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、業務管理体制の変更届出も必要です。

詳細につきましては、福祉指導監査課のHP内にある「[介護サービスにおける業務管理体制の届出について](#)」をご覧ください。

条件によって提出先が異なります。 〔注〕(予防)居宅サービス、居宅介護支援は**茨木市には提出しません。**